

## 地域生活支援事業利用開始までの流れ

### 相談・事業所見学

どのようなサービスなのか等をお住まいの市町村窓口にてご相談、事業所を見学して下さい。



### 利用希望



### 市町村での支給決定申請

お住まいの市町村が発行する「地域生活支援事業受給者証」受給の手続きが必要です。



### 認定調査

市町村または委託を受けた相談支援事業所が認定調査をします。



### 支給決定

認定調査に基づき支給量の決定をします。決定を受けたら内容を必ず確認して下さい。



### 利用契約

受給者証を事業所に提示し、サービスの利用内容の説明を受け、確認した上で利用契約を行います。

※利用契約後、受給者証の内容に変更があった場合は、速やかに事業所へと提出願います。



### サービスの利用開始

利用したいサービスの日時等の予約をします。



### 利用者負担金の支払い

サービスを利用した後、事業所からの請求書の内容を確認後、利用者負担金を支払います。

※市町村により、内容が多少異なる場合がありますので、窓口にてご確認下さい。

市町村名	電話番号			
みよし市	代表	0561-32-2111	福祉課	0561-32-8010
豊田市	〃	0565-31-1212	障がい福祉課	0565-34-6751
日進市	〃	0561-73-7111	福祉課	0561-73-1749
東郷町	〃	0561-38-3111	福祉課	内線：2112、2113

しおみの丘 TEL 0561-32-2501 FAX 0561-32-2610